

## 申請及び届出等に関する事項について

### 1 指定申請書について

#### (1) 指定申請書における提出期限の変更について（指定障害福祉サービス事業者等及び指定障害児通所支援事業者等）

##### 提出期限

<変更前> 指定（事業開始）予定日の、前月の15日

例) 3/15までに受理。審査の後、適正な申請については4/1付け指定。

<変更後> 指定（事業開始）予定日の、前々月の末日

例) 4/30までに受理。審査の後、適正な申請については6/1付け指定。

##### 実施時期

平成25年6月指定（受付締切日平成25年4月30日）事業所分から実施する。

##### 変更する理由

本県では、平成24年11月30日に、サービス管理責任者実務経験証明書の偽造等を行ったケアホームの指定を取消しており、今後同様なケースが起きないように、人員配置体制や現地における施設・設備の確認等、今まで以上に厳格に審査するために、平成25年6月指定事業所分から審査期間を1ヶ月設けることとする。

なお、東京都、名古屋市及び愛知県（介護保険）等においては1ヶ月の、大阪府及び福岡県等においては1ヶ月半の審査期間を設けている。

#### (2) 審査の厳格化に向けての取り組み

サービス管理責任者、サービス提供責任者及び児童発達支援管理責任者の実務経験証明書

- ・ 実務経験証明書は、これまで原本証明がなされていれば写しの提出も可能としていたところであるが、原本による提出に変更する。【平成25年1月指定事業所分から既に実施済み】

- ・ 提出された実務経験証明書については、証明元へ証明内容の確認を行う。【平成25年1月指定事業所分から既に実施済み】

事業者が雇用する従業者

- ・ 事業者と従業者（予定）との雇用関係を確認するため「雇用契約書」、「雇用通知書」及び「履歴書」の提出を求める。（「履歴書」は個人情報であるため、窓口で内容を確認した後、事業者へ返却する。）【平成25年3月指定事業所分から既に実施済み】

事業所の現地確認

- ・ 審査期間において、通所系及び居住系の事業所・施設を中心に開設予定場所へ行き、指定申請書に添付された書類の内容について現地確認を行う。【平成25年6月指定事業所分から実施（一部実施済み）】

## グループホーム・ケアホーム

- ・ 指定基準省令等で定められた連携施設の確保や地域住民への説明内容等について、「申請調書」(25ページ参照)により確認する。【平成25年1月指定事業所分【平成25年1月指定事業所分から既に実施済み】

## 2 変更届出書の提出について

指定に係るサービス事業所の名称及び所在地等に変更があった場合には、10日以内に  
変更届出書を提出しなければならない。

なお、前述1における審査の厳格化に伴い、次の点に留意されたい。

サービス管理責任者、サービス提供責任者及び児童発達支援管理責任者の変更

- ・ 実務経験証明書は、指定申請書と同様の取り扱いを行うこととし、原本による提出に変更する。

- ・ なお、提出された実務経験証明書については、証明元へ証明内容の確認を行う。

ケアホーム・グループホームの移転及び住居の追加

- ・ 「申請調書」により、地域住民への説明内容等について確認する。

- 1 変更する事項により、提出する書類が異なるため、ホームページに掲載した「変更届に必要な書類」を確認すること。

- 2 各様式は、ホームページに記載している。

<ホームページアドレス>

<http://www.pref.aichi.jp/shogai/05jigyousha/shitei/shinsei/02henkou.html>

## 3 平成25年度介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書の提出について

このことについて、障害者自立支援法における介護給付費等の算定に当たり、「平成18年9月29日厚生労働省告示第523号」の規定等に基づき、「介護給付費等の算定に係る体制等に関する届出書」をあらかじめ都道府県知事（政令指定都市及び中核市の長）に届け出ることとなっている。

平成25年度においては、当該届出書について次のとおり取り扱うこととするので、提出期限までに届出書の提出を行うこと。

### (1) 提出の必要がある事業所

訪問系事業所（居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護）

「特定事業所加算」を新規に算定若しくは算定を終了する場合において届出書を提出すること。

平成25年度において「福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算」を算定する場合は、平成25年3月29日(金)までに「福祉・介護職員処遇改善(特別)加算届出書」を提出すること。

その他の障害福祉サービス事業所（相談支援事業所除く）、障害者支援施設、障害児通所支援及び障害児入所支援

上記以外のすべての事業所・施設（相談支援事業所除く）については、届出書を

必ず提出すること（従前からの内容と同様であっても届出書を提出すること）

（２） 提出書類

様式は県障害福祉課ホームページに掲載している。

<ホームページアドレス>

<http://www.pref.aichi.jp/shogai/05jigyousha/shitei/shinsei/03kasan.html>

- ・ 介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書(様式第5号(その1)(その2))
- ・ 介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表(別紙1)
- ・ 各種加算に係る届出書(別紙2～別紙31など。従前から算定している加算についても提出すること)

事業種別により提出する書類が異なることから、ホームページに掲載した事業種別書類一覧表を確認すること。

（３） 提出期限

平成25年4月15日(月)期限厳守

（４） 留意事項

- ・ 4月開始の加算及び5月開始の加算ともに、提出期限は4月15日(月)となる。
- ・ なお、届出書の提出がない場合、6月サービス提供分以降の適用になる。
- ・ 介護給付費等の算定上、届出が必要なものについては、「介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書」の提出がなければ算定することができない。届出書等の提出がなく算定を行っている場合については、不当利得となり返還措置の対象となる。
- ・ 届出書等は、当該年度の加算等の算定に関して毎年4月1日の状況（従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表については毎年4月の勤務予定）について提出することとなる。（平成25年度の算定に関しては、平成25年4月1日の状況（「従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表(別紙2)」については平成25年4月の勤務予定となる。）
- ・ 毎年4月1日の状況について届け出た後に、算定の状況について変更があった場合については、その都度届出書等の提出が必要となる。
- ・ その際、介護給付費等（算定される単位数が増えるものに限る。）については、届出が毎月15日以前に提出された場合には翌月から、16日以降になされた場合については、翌々月から算定を開始することとなる。
- ・ 加算等が算定されなくなる場合の届出の取扱いについては、指定障害福祉サービス事業所等の体制について加算等の算定されなくなる状況が生じた場合又は算定されなくなることが明らかな場合は、速やかにその旨の届出を行うこと。なお、この場合において、加算等が算定されなくなった事実が発生した日から加算等の算定を行わないこと。

4 平成25年度福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算の届出書の提出について

平成25年度において、福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算の算定を受けようとする指定障害福祉サービス事業者等（児童福祉法上のサービスも含む）については、届出書の提出が必要となる。

については、次の点に留意の上、届出書を提出すること。

(1) 届出書の提出期限

平成25年3月29日（金）期限厳守

- 1 期限までに届出書を提出できない場合には、加算を算定することができない。
- 2 上記の期限後においては、算定を受けようとする月の前月の末日までに届出書を提出することにより加算を算定することができる。

例) 5/31 までに受理。6月サービス提供分から加算を算定することができる。

(2) 提出方法、提出先

加算の算定を受けようとする障害福祉サービス事業者等は、法人ごとに届出書類を作成し、次の 又は へ提出する。

名古屋市、豊橋市、岡崎市及び豊田市（以下「政令・中核市」という）

対象となる法人は次の 及び のとおり

政令・中核市に所在する単独の障害福祉サービス事業所等

複数の障害福祉サービス事業所等を有する法人であって、複数の当該事業所等が1市域内(政令・中核市)に所在する場合

愛知県健康福祉部障害福祉課事業所・地域生活支援グループ

対象となる法人は、上記(2) 及び 以外の法人

政令・中核市以外に所在する単独の障害福祉サービス事業所等

複数の障害福祉サービス事業所等を有する法人であって、複数の当該事業所等が政令・中核市の圏域を越えて所在する場合

(注) 中核市に所在する単独の児童福祉法に基づく児童通所支援及び児童入所支援に係る事業所・施設は、愛知県健康福祉部障害福祉課へ届出書類を提出する。

(3) 届出書類

書類	提出先及び対象法人			
	名古屋市、豊橋市、岡崎市及び豊田市		愛知県	
	(2)	(2)	(2)	(2)
別紙様式2 福祉・介護職員処遇改善計画書				
別紙様式2(添付書類1) 福祉・介護職員処遇改善計画書(事業所一覧表)				
別紙様式2(添付書類2) 福祉・介護職員処遇改善計画書(都道府県状況一覧表)	1	1	1	1

別紙様式 2 (添付書類 3) 福祉・介護職員処遇改善計画書(市町村一覧表)				
別紙様式 3 福祉・介護職員処遇改善(特別)加算届出書				
別紙様式 4 福祉・介護職員処遇改善(特別)加算届出書				
別紙様式 6 キャリアパス要件等届出書 < 3 >	2	2	2	2
添付書類 就業規則及び労働保険関係成立届等 < 3 >	2	2	2	2

- 1 都道府県の圏域を越えて所在する複数の障害福祉サービス事業者等を有する法人は、提出を必要とする。
- 2 すでに「愛知県福祉・介護人材の処遇改善事業(助成金)」及び「平成 24 年度福祉・介護職員処遇改善加算」において提出済みである法人については、提出を省略できる。
- 3 特別加算を算定しようとする障害福祉サービス事業者等は、提出を必要としない。

## 5 平成 24 年度福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算の実績報告書の提出について

### (1) 提出期限

平成 24 年度における最終の加算の支払があった月の翌々月の末日までに実績報告書を提出する。

例) 4 月請求分(3 月サービス提供分)が 5 月に支払われた場合、提出期限は平成 25 年 7 月 31 日(水)となる。

### (2) 届出書類

#### 別紙様式 5

様式例(簡略版) 福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算支払実績明細書<sup>1</sup>

別紙様式 5 (添付書類 1)

別紙様式 5 (添付書類 2)<sup>2</sup>

別紙様式 5 (添付書類 3)<sup>3</sup>

- 1 別紙様式 5 の賃金改善所要額について積算根拠となる資料であり、任意の書式でも可
- 2 都道府県の圏域を越えて所在する複数の障害福祉サービス事業者等を有する法人は、提出を必要とする。
- 3 市町村の圏域を越えて所在する複数の障害福祉サービス事業者等を有する法人は、提出を必要とする。

## 6 定款の変更について

### 障害者自立支援法の改正に係る法人の定款変更の取扱いについて

障害者自立支援法の改正に係る法人の定款変更の取扱いについて、平成 24 年 12 月 21 日付けで厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課より下記のとおり、事務連絡があったところである。

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成 24 年法律第 51 号）の施行に伴い、障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改正されることで、法人が定款内容を変更する必要がある場合であって当該変更に関し一定の猶予（次の定款変更の際に併せて改正する等）を認める場合は、定款の該当部分に同法に定める事業が具体的に明記されている場合その他の定款内容が明確に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に係るものであると判断できる場合とする。

#### 【具体例】

次の場合は、「障害福祉サービス事業」「相談支援事業」「移動支援事業」という事業名により、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく事業であることが類推できることから、定款変更に関し一定の猶予を認める場合となる。

定款 第 条 この法人は、その目的を達成するため・・・次の事業を行う。

1. 障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業
2. 障害者自立支援法に基づく相談支援事業
3. 障害者自立支援法に基づく移動支援事業

ただし、この例示は一定の猶予が認められる場合の一例であり、必ずしもこの文言に限定するものではない。

定款内容が明確に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に該当するものであれば、定款変更に係る一定の猶予は認めることとなることにつき、ご留意願いたい。

#### 【留意事項】

「共同生活介護」については、平成 26 年 4 月 1 日から「共同生活援助」に一元化されるが、法律の規定上、「共同生活介護」を改正後の「共同生活援助」として類推できないことから、定款変更に関し一定の猶予を認める場合とならない。

したがって、例えば平成 25 年 4 月 1 日以降に「障害者自立支援法に基づく共同生活介護」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく共同生活介護」に変更した場合、平成 26 年 4 月 1 日以降に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく共同生活援助」へ再度変更が必要となることにつき、ご留意願いたい。

### (1) 既存の事業所・施設等について

上記の事務連絡については、事前の準備期間を十分に確保されず、障害者総合支援

法の施行日までに、法人定款の変更を完了することが難しい状況にあって発出されたものであることから、本県においては、定款変更に一定の猶予を認める期限について、平成26年3月31日までとする。

したがって、各法人においては、当該期限までに、理事会等の承認後、事業に関する定款変更の手続き(登記を含む)を速やかに行い、変更届けを提出すること。なお、法人種別によっては所管庁の審査や縦覧期間が設定されている場合もあるため、余裕をもって手続きを行うこと。

(2) 平成25年4月1日以降において新規に指定を受ける事業所・施設等について

障害者総合支援法の施行後において、初めて障害福祉サービス事業等を開始しようとする法人にあっては、定款の事業に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業」と明記し、指定申請を行うこと。  
(なお、当該法令施行日前において、定款変更の手続きができない特段の事情がある場合においては、この限りでない。)

## 7 運営規程の変更について

(1) 障害者総合支援法の施行に伴う変更

- ・ 運営規程は、事業の運営についての重要事項に関して定めておくものであり、事業所の見えやすい場所に掲示するものであることから、障害者総合支援法の施行に合わせ、運営規程中における法令及び省令の名称を速やかに変更すること。
- ・ なお、変更箇所が法改正に伴う名称変更のみの場合は、変更届出書を提出する必要はないこと。

(2) 「事業の主たる対象とする障害の種類」に難病を加える場合の変更

- ・ 障害者総合支援法の施行に伴い、新たに難病患者が対象となることから、難病患者にもサービスを提供することを予定される場合は、運営規程を改正し、変更届を提出すること。
- ・ 特に、「難病患者等居宅生活支援事業」において、難病患者にホームヘルプサービス等を提供している事業所については、必ず運営規程を見直し、変更届を提出すること。
- ・ 上記の変更届出書の提出期限は、平成25年4月10日(水)までとする。
- ・ 提供するサービスの専門性を確保するため、特に必要がある場合において、「主たる対象」を特定する場合には、参考様式7「指定障害福祉サービスの主たる対象者を特定する理由等」を添付し、提出すること。
- ・ 「主たる対象とする障害の種類」に係る留意事項については、厚生労働省の事務連絡(12ページ)を参照すること。
- ・ なお、運営規程の記載については、次を参考とする。

<記載例>

第7条 居宅介護等の内容は、次のとおりとする。

省略

2 事業所において居宅介護等を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

- (1) 居宅介護 身体障害者 知的障害者 障害児 精神障害者 難病等対象者
- (2) 同行援護 身体障害者 障害児
- (3) 行動援護 知的障害者 障害児 精神障害者

## 8 就労継続支援A型事業の報酬の適正化（平成24年10月施行）

【平成25年2月25日 障害保健福祉関係主管課長会議資料（抜粋）より】

昨年の報酬改定により、短時間利用者が一定割合以上の就労継続支援A型事業所に対しては、報酬による適正化を図ったところである。（平成24年10月分の実績においては、計141事業所が当該適正化の対象となっている。）

これは、本来の利用者である障害者の利用を短時間に限り、健常者である従業員（基準省令によるところの「利用者及び従業者以外の者」）がフルタイムで就労している事例なども報告されていることから、こうした短時間の利用者の状況を踏まえた対応である。

各地方公共団体におかれては、管内の就労継続支援A型事業所に対して、最低でも短時間労働者とされる週平均20時間を超える利用となるよう促す等の対応をお願いしたい。

加えて、就労継続支援A型事業の短時間利用の実態として、利用者も従業者も短時間の利用とし、短時間で浮いた自立支援給付費を実質的に利用者である障害者の賃金に充当している事例も懸念されているところである。

本来の就労継続支援A型事業の目的に反するのみでなく、自立支援給付費を給付する趣旨からも不適切であるので、そのような対応の是正を促す等の対応をお願いしたい。

### 【報酬告示】

4 イ及びロの算定に当たって、次の（1）から（4）までのいずれかに該当する場合（ただし（3）又は（4）については、平成24年10月1日以降に限る。）に、それぞれ（1）から（4）までに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

- (1) 省略
- (2) 省略
- (3) 週20時間未満の利用者（（4）において「短時間利用者」という。）が現員数の100分の50以上100分の80未満の場合 100分の90
- (4) 短時間利用者が現員数の100分の80以上の場合 100分の75

### 【留意事項通知】

（二）短時間利用者が一定割合以上である場合の所定単位数の算定について

ア 報酬告示第14の1の就労継続支援A型サービス費の注4の（3）及び（4）の短時間利用者数が一定割合である場合の減算の取扱いについては、「現員数（雇用契約を締結している利用者で一週間のうち1日でも利用のあった者の合計数のことを言う。）」



のうち「短時間利用者（週20時間未満の利用者のことを言う。）」の占める割合が、100分の50以上100分の80未満である場合又は100分の80以上である場合に減算を行うものとする。

イ アの割合は直近の過去3月間において、1週間ごとの割合を求め、当該期間の週平均の割合をもって算定する。ただし、算定対象となる3月間の最初の週と最終の週が、算定対象外の月をまたぐ場合は、当該週を除いて計算するものとする。

ウ 平成24年10月1日以降からの施行であること。

<参考例>

平成24年11月の請求に関して

直近の3ヶ月は、8月・9月・10月となる。7月29日が日曜日であるため、この週は月をまたいでいるため、算定対象外となる。最終週は10月28日が日曜日となるため、その週が月をまたぐため、算定対象外となる。

8月は、8月5日(日)～25日(土)3週分・・・算定対象期間

9月は、9月2日(日)～29日(土)4週分・・・算定対象期間

10月は、10月7日(日)～27日(土)3週分・・・算定対象期間

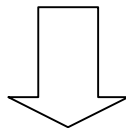
平成24年12月の請求に関して

直近の3ヶ月は、9月・10月・11月となる。9月30日が日曜日であるため、この週は月をまたいでいるため、算定対象外となる。最終週は11月25日が日曜日となるため、その週が月をまたぐため、算定対象外となる。

9月は、9月2日(日)～29日(土)4週分・・・算定対象期間

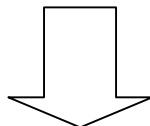
10月は、10月7日(日)～27日(土)3週分・・・算定対象期間

11月は、11月4日(日)～24日(土)3週分・・・算定対象期間



【A事業所の場合】

利用者 日付	サービス提供時間9:00～16:00(昼休憩1時間)の事業所の場合								
	Aさん	Bさん	Cさん	Dさん	Eさん	Fさん	Gさん	Hさん	Iさん
7月2日(月)	有給休暇	4時間	6時間	有給休暇	6時間	4時間	6時間	6時間	欠勤
7月3日(火)	6時間	4時間	6時間	3時間	6時間	4時間	6時間	6時間	欠勤
7月4日(水)	5時間	4時間	6時間	4時間	5時間	4時間	6時間	6時間	欠勤
7月5日(木)	有給休暇	5時間	6時間	6時間	6時間	4時間	6時間	6時間	欠勤
7月6日(金)	6時間	2時間	6時間	5時間	6時間	3時間	6時間	6時間	欠勤
週勤務時間合計	17時間	19時間	30時間	18時間	29時間	19時間	30時間	30時間	0時間



現員数はIさんを除く8名で、短時間利用者は、Aさん、Bさん、Dさん及びFさんの4名となる。8人中4人が短時間利用者となり、この週の短時間利用者の割合は50%となる。

この方法で直近の3ヶ月間の割合を算出し、3ヶ月の平均が50%を超えると減算となる。

## 9 食事提供加算について

- ・ 食事提供加算については、報酬告示及び留意事項通知を理解のうえ算定すること。
- ・ クックサーブによる食事の提供は、適温の食事提供である。施設外で調理し搬入する方法で認められるのは、委託業者が食材を加熱調理後、密閉保温容器などで事業所へ運搬し、適温を保持した状態で利用者に食事を提供できる場合であって、運搬手段等について衛生上適切な措置がされている場合である。したがって、出前や市販の弁当を利用者に提供している場合においては、加算を算定することができない。
- ・ なお、平成25年4月サービス提供分からの食事提供加算について、実施指導等で、報酬告示及び留意事項通知の規定と異なる方法による食事提供がなされていることを確認した場合には、当該サービス提供月まで遡って当該加算の全額返還となることを承知されたい。

### 【報酬告示】

…(省略)…生活介護計画等により食事の提供を行うこととなっている利用者(指定障害者支援施設等に入所する者を除く。)又は低所得者等である基準該当生活介護の利用者に対して、指定生活介護事業所等又は基準該当生活介護事業所に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定生活介護事業所等又は基準該当生活介護事業所の責任において食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た当該指定生活介護事業所等又は基準該当生活介護事業所において、食事の提供を行った場合に、平成27年3月31日までの間、1日につき所定単位数を加算する。

### 【留意事項通知】

…(省略)…原則として当該施設内の調理室を使用して調理し、提供されたものについて算定するものであるが、食事の提供に関する業務を当該施設の最終的責任の下で第三者に委託することは差し支えない。なお、施設外で調理されたものを提供する場合(クックチル、クックフリーズ若しくは真空調理(真空パック)により調理を行う過程において急速に冷却若しくは冷凍したものを再度加熱して提供するもの又はクックサーブにより提供するものに限る。)、運搬手段等について衛生上適切な措置がなされているものについては、施設外で調理し搬入する方法も認められるものである。

この場合、例えば出前の方法や市販の弁当を購入して、利用者に提供するような方法は加算の対象とはならないものである。

なお、利用者が施設入所支援を利用している日については、補足給付が日単位で支給されることから、この加算は算定できないものであることに留意すること。

<参考>

『クックチル』

クックチルとは、食材を加熱調理後、冷水又は冷風により急速冷却（90分以内に中心温度3℃以下まで冷却）を行い、冷蔵（3℃以下）により運搬、保管し、提供時に再加熱（中心温度75℃以上で1分間以上）して提供することを前提とした調理方法又はこれと同等以上の衛生管理の配慮がされた調理方法であること。

『クックフリーズ』

クックフリーズとは、食材を加熱調理後、急速に冷凍し、冷凍（マイナス18℃以下）により運搬、保管のうえ、提供時に再加熱（中心温度75℃以上で1分間以上）して提供することを前提とした調理方法又はこれと同等以上の衛生管理の配慮がなされた調理方法であること。

『クックサーブ』

クックサーブとは、食材を加熱調理後、冷凍又は冷蔵せずに運搬し、速やかに提供することを前提とした調理方法であること。クックサーブを行う場合には、調理加工施設が病院（施設）に近接していることが原則であるが、この場合にあってもHACCPの概念に基づく適切な衛生管理が行われている必要があること。

『真空調理（真空パック）』

真空調理（真空パック）とは、食材を真空包装のうえ低温にて加熱調理後、急速に冷却又は冷凍して、冷蔵又は冷凍により運搬、保管し、提供時に再加熱（中心温度75℃以上で1分間以上）して提供することを前提とした調理方法又はこれと同等以上の衛生管理の配慮がなされた調理方法であること。

H A C C P

H A C C P（危害分析重要管理点）システムによる衛生管理の方法とは、食品の安全性について、危害を予測し、危害を管理することができる行程を重要管理点として特定し、重点的に管理することにより、行程全般を通じて危害の発生を防止し、製品の安全確保を図る方法である。

【平成5年2月15日付け指第14号厚生省健康政策局指導課長通知】

【平成12年3月22日付け社援第647号厚生省大臣官房障害保健福祉部長 他2局長連名通知】